

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条の 2 ((定義)) 関係	第 1 条の 2 ((定義)) 関係
(省略)	(同左)
第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係	第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係
(省略)	(同左)
第 2 条 ((相続税の課税財産の範囲)) 及び第 2 条の 2 ((贈与税の課税財産の範囲)) 共通関係	第 2 条 ((相続税の課税財産の範囲)) 及び第 2 条の 2 ((贈与税の課税財産の範囲)) 共通関係
(省略)	(同左)
第 3 条 ((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)) 関係	第 3 条 ((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)) 関係
(省略)	(同左)
第 3 条の 2 ((遺贈により取得したものとみなす場合)) 関係	第 3 条の 2 ((遺贈により取得したものとみなす場合)) 関係
(省略)	(同左)
第 4 条 ((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産)) 関係	第 4 条 ((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産)) 関係
(省略)	(同左)
第 5 条 ((贈与により取得したものとみなす生命保険金)) 関係	第 5 条 ((贈与により取得したものとみなす生命保険金)) 関係
(省略)	(同左)
第 6 条 ((贈与により取得したものとみなす定期金)) 関係	第 6 条 ((贈与により取得したものとみなす定期金)) 関係
(省略)	(同左)
第 7 条 ((著しく低い価額で譲渡を受けた財産)) 関係	第 7 条 ((著しく低い価額で譲渡を受けた財産)) 関係
(省略)	(同左)
第 8 条 ((免除等を受けた債務)) 関係	第 8 条 ((免除等を受けた債務)) 関係
(省略)	(同左)
第 9 条 ((その他の利益の享受)) 関係	第 9 条 ((その他の利益の享受)) 関係
9—1～9—3 (省略)	9—1～9—3 (同左)
9—4 同族会社の募集株式引受権	9—4 同族会社の新株引受権
9—5 贈与により取得したものとする募集株式引受権数の計算	9—5 贈与により取得したものとする新株引受権数の計算
9—6 合同会社等の増資	9—6 有限会社の出資引受権及び合資会社の増資
9—7 同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合	9—7 同族会社の増資に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合

改 正 後	改 正 前
<p>9—8～9—13 (省略)</p> <p>第10条((財産の所在))関係 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係 (省略)</p> <p>第12条((相続税の非課税財産))関係 (省略)</p> <p>第13条((債務控除))関係 (省略)</p> <p>第14条((控除すべき債務))関係 (省略)</p> <p>第15条((遺産に係る基礎控除))関係 (省略)</p> <p>第16条((相続税の総額))関係 (省略)</p> <p>第17条((各相続人等の相続税額))関係 (省略)</p> <p>第18条((相続税額の加算))関係 (省略)</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係 (省略)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係 (省略)</p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係 (省略)</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (省略)</p> <p>第20条((相次相続控除))関係</p>	<p>9—8～9—13 (同左)</p> <p>第10条((財産の所在))関係 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係 (同左)</p> <p>第12条((相続税の非課税財産))関係 (同左)</p> <p>第13条((債務控除))関係 (同左)</p> <p>第14条((控除すべき債務))関係 (同左)</p> <p>第15条((遺産に係る基礎控除))関係 (同左)</p> <p>第16条((相続税の総額))関係 (同左)</p> <p>第17条((各相続人等の相続税額))関係 (同左)</p> <p>第18条((相続税額の加算))関係 (同左)</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係 (同左)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係 (同左)</p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係 (同左)</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (同左)</p> <p>第20条((相次相続控除))関係</p>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係  20の2—1～20の2—2 (省略)  20の2—3 (削除)  20の2—4 (省略)</p> <p>第2節 贈与税 (省略)</p> <p>第3節 相続時精算課税 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(削除)  (削除)</p> <p>第49条((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等))関係  49—1 開示の請求をすることができる者</p> <p>第51条((延滞税の特則))関係  (省略)</p> <p>第52条((利子税))関係  (省略)</p> <p>第55条((未分割遺産に対する課税))関係  (省略)</p> <p>第59条((調書の提出))関係  (省略)</p> <p>第60条((質問検査権))関係</p>	<p>(同左)</p> <p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係  20の2—1～20の2—2 (同左)  20の2—3 「当該相続又は遺贈により取得した財産の価額」の意義  20の2—4 (同左)</p> <p>第2節 贈与税 (同左)</p> <p>第3節 相続時精算課税 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第49条((申告書の公示))関係  49—1 公示を要する申告書</p> <p>第49条の2((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等))関係  49の2—1 開示の請求をすることができる者</p> <p>第51条((延滞税の特則))関係  (同左)</p> <p>第52条((利子税))関係  (同左)</p> <p>第55条((未分割遺産に対する課税))関係  (同左)</p> <p>第59条((調書の提出))関係  (同左)</p> <p>第60条((質問検査権))関係</p>

改正後	改正前
(省略) 第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係 (省略)	(同左) 第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係 (同左)

改正後	改正前
<p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(生命保険契約の範囲)</p> <p>3—4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第3項((定義))に規定する生命保険会社、<u>同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第18項に規定する少額短期保険業者と締結した生命保険契約</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(損害保険契約の範囲)</p> <p>3—5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社、<u>同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同条第18項に規定する少額短期保険業者と締結した損害保険契約</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3—26 法施行令第1条の3第<u>4</u>号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3—27 法施行令第1条の3第<u>5</u>号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金等を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。</p> <p>第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係</p>	<p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(生命保険契約の範囲)</p> <p>3—4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第3項((定義))に規定する生命保険会社<u>又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等と締結した生命保険契約</u></p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(損害保険契約の範囲)</p> <p>3—5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社<u>又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等と締結した損害保険契約</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3—26 法施行令第1条の3第<u>3</u>号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3—27 法施行令第1条の3第<u>4</u>号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金等を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。</p> <p>第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係</p>

改正後	改正前
<p>(「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」の意義)</p> <p>7—4 法第7条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」とは、その者の債務の金額が積極財産の価額を超えるときのように社会通念上債務の支払が不能(破産手続開始の原因となる程度に至らないものを含む。)と認められる場合をいうものとする。</p> <p>第9条((その他の利益の享受)関係)</p> <p>(同族会社の募集株式引受権)</p> <p>9—4 同族会社が新株の発行(当該同族会社の有する自己株式の処分を含む。以下9—7までにおいて同じ。)をする場合において、当該新株に係る引受権(以下9—5までにおいて「募集株式引受権」という。)の全部又は一部が会社法(平成17年法律第86号)第206条各号((募集株式の引受け))に掲げる者(当該同族会社の株主の親族等(親族その他法施行令第31条に定める特別の関係がある者をいう。以下同じ。))に限る。)に与えられ、当該募集株式引受権に基づき新株を取得したときは、原則として、当該株主の親族等が、当該募集株式引受権を当該株主から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。ただし、当該募集株式引受権が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となる場合を除くものとする。</p> <p>(贈与により取得したものとする募集株式引受権数の計算)</p> <p>9—5 9—4において、だれからどれだけの数の募集株式引受権の贈与があったものとするかは、次の算式により計算するものとする。この場合において、その者の親族等が2人以上あるときは、当該親族等の1人ごとに計算するものとする。</p> $A \times C / B = \text{その者の親族等から贈与により取得したものとする募集株式引受権数}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、他の株主又は従業員と同じ条件により与えられる募集株式引受権の数を超えて与えられた者のその超える部分の募集株式引受権の数</p> <p>Bは、当該法人の株主又は従業員が他の株主又は従業員と同じ条件により与え</p>	<p>(「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」の意義)</p> <p>7—4 法第7条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」とは、その者の債務の金額が積極財産の価額を超えるときのように社会通念上債務の支払が不能(破産原因となる程度に至らないものを含む。)と認められる場合をいうものとする。</p> <p>第9条((その他の利益の享受)関係)</p> <p>(同族会社の新株引受権)</p> <p>9—4 同族会社が新株を発行する場合において、次に該当するようときには、原則として、新株を引き受けた者が、当該新株に係る引受権(以下「新株引受権」という。)をそれぞれ次に掲げる者からの贈与によって取得したものと取り扱うものとする。ただし、当該新株引受権が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となる場合を除くものとする。</p> <p>(1) 株主として新株引受権を与えられた者が当該新株引受権に係る新株の全部又は一部の申込み又は引受けをしなかったことにより当該新株引受権が当該株主の親族等(親族その他法施行令第31条に定める特別の関係がある者をいう。以下同じ。)に与えられ、当該株主の親族等が新株引受権に係る新株を引き受けた場合 当該新株引受権に係る新株の申込み又は引受けをしなかった者</p> <p>(2) 新株引受権の全部又は一部が当該法人の株主に与えられないで当該株主の親族等に与えられ、当該株主の親族等が当該新株引受権に係る新株を引き受けた場合 当該株主</p> <p>(贈与により取得したものとする新株引受権数の計算)</p> <p>9—5 9—4において、だれからどれだけの数の新株引受権の贈与があったものとするかは、次の算式により計算するものとする。この場合において、その者の親族等が2人以上あるときは、当該親族等の1人ごとに計算するものとする。</p> $A \times C / B = \text{その者の親族等から贈与により取得したものとする新株引受権数}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、他の株主又は従業員と同じ条件により与えられる新株引受権の数を超えて与えられた者のその超える部分の新株引受権の数</p> <p>Bは、当該法人の株主又は従業員が他の株主又は従業員と同じ条件により与え</p>

改正後	改正前
<p>られる募集株式引受権のうち、その者の取得した新株の数が、当該与えられる募集株式引受権の数に満たない数の総数</p> <p>Cは、Bの募集株式引受権の総数のうち、Aに掲げる者の親族等（親族等が2人以上あるときは、当該親族等の1人ごと）の占めているものの数</p> <p><b>(合同会社等の増資)</b></p> <p>9—6 同族会社である合同会社及び合資会社の増資については、9—4及び9—5の取扱いに準ずるものとする。</p> <p><b>(同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合)</b></p> <p>9—7 同族会社の新株の発行に際し、会社法第202条第1項((株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合))の規定により株式の割当てを受ける権利（以下9—7において「株式割当権」という。）を与えられた者が株式割当権の全部若しくは一部について同法第204条第4項((募集株式の割当て))に規定する申込みをしなかった場合又は当該申込みにより同法第206条第1号に規定する募集株式の引受人となった者が同法第208条第3項((出資の履行))に規定する出資の履行をしなかった場合において、当該申込み又は出資の履行をしなかった新株（以下「失権株」という。）に係る新株の発行が行われなかったことにより結果的に新株発行割合（新株の発行前の当該同族会社の発行済株式の総数（当該同族会社の有する自己株式の数を除く。以下9—7において同じ。）に対する新株の発行により出資の履行があった新株の総数の割合をいう。以下9—7において同じ。）を超えた割合で新株を取得した者があるときは、その者のうち失権株主（新株の全部の取得をしなかった者及び結果的に新株発行割合に満たない割合で新株を取得した者をいう。以下9—7において同じ。）の親族等については、当該失権株の発行が行われなかったことにより受けた利益の総額のうち、次の算式により計算した金額に相当する利益をその者の親族等である失権株主のそれぞれから贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) その者が受けた利益の総額</p> $\text{新株の発行後の1株当たりの価額 (A)} \times \left( \frac{\text{その者の新株の発行前における所有株式数 (B)}}{\text{その者が取得した新株の数 (C)}} + \frac{\text{その者が取得した新株の数 (C)}}{\text{その者が取得した新株の数 (C)}} \right)$	<p>られる新株引受権のうち、その者の引き受けた新株の数が、当該与えられる新株引受権の数に満たない数の総数</p> <p>Cは、Bの新株引受権の総数のうち、Aに掲げる者の親族等（親族等が2人以上あるときは、当該親族等の1人ごと）の占めているものの数</p> <p><b>(有限会社の出資引受権及び合資会社の増資)</b></p> <p>9—6 同族会社である有限会社の出資引受権については、9—4及び9—5の取扱いに準ずるものとする。また、同族会社である合資会社の増資の場合についても同様とする。</p> <p><b>(同族会社の増資に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合)</b></p> <p>9—7 同族会社の増資に際し、株主として新株引受権を与えられた者が当該新株引受権に係る新株の全部又は一部の申込み又は引受けをしなかった場合において、当該申込み又は引受けをしなかった新株（以下9—7において「失権株」という。）に係る新株の発行が行われなかったことにより結果的に増資割合（増資前の当該同族会社の発行済株式数に対する増資により引受けがあった新株の総数の割合をいう。以下9—7において同じ。）を超えた割合で新株を引き受けることとなった者があるときは、その者のうち失権株主（新株の全部の引受けをしなかった者及び結果的に増資割合に満たない割合で新株の引受けをしたこととなった者をいう。以下9—7において同じ。）の親族等については、当該失権株の発行が行われなかったことにより受けた利益の総額のうち、次の算式により計算した金額に相当する利益をその者の親族等である失権株主のそれぞれから贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) その者が受けた利益の総額</p> $\text{増資後の1株当たりの価額 (A)} \times \left( \frac{\text{その者の増資前における所有株式数 (B)}}{\text{その者が引き受けた新株の数 (C)}} + \frac{\text{その者が引き受けた新株の数 (C)}}{\text{その者が引き受けた新株の数 (C)}} \right)$

改正後	改正前
$-\left( \frac{\text{新株の発行前の1株当たりの価額 (D)}}{\text{その者の新株の発行前における所有株式数 (B)}} \times \right.$ $\left. + \frac{\text{新株の1株当たりの払込金額 (E)}}{\text{その者が取得した新株の数 (C)}} \right)$	$-\left( \frac{\text{増資前の1株当たりの価額 (D)}}{\text{その者の増資前における所有株式数 (B)}} \times \right.$ $\left. + \frac{\text{増資による新株の1株当たりの払込金額 (E)}}{\text{その者が引き受けた新株の数 (C)}} \right)$
<p>(2) 親族等である失権株主のそれぞれから贈与により取得したもとの利益の金額</p>	<p>(2) 親族等である失権株主のそれぞれから贈与により取得したもとの利益の金額</p>
$\text{その者が受けた利益の総額} \times \frac{\text{親族等である各失権株主が与えた利益の金額 (G)}}{\text{各失権株主が与えた利益の総額 (F)}}$	$\text{その者が受けた利益の総額} \times \frac{\text{親族等である各失権株主が与えた利益の金額 (G)}}{\text{各失権株主が与えた利益の総額 (F)}}$
<p>(注) 1 (1) の算式中的「A」は次により計算した価額による。</p>	<p>(注) 1 (1) の算式中的「A」は次により計算した価額による。</p>
$\frac{\left( D \times \frac{\text{新株の発行前の発行済株式の総数 (H)}}{\text{新株の発行により出資の履行があった新株の総数 (I)}} \right) + \left( E \times \frac{\text{新株の発行により出資の履行があった新株の総数 (I)}}{\text{新株の発行により出資の履行があった新株の総数 (I)}} \right)}{(H+I)}$	$\frac{\left( D \times \frac{\text{増資前の発行済株式数 (H)}}{\text{増資により引受けがあった新株の総数 (I)}} \right) + \left( E \times \frac{\text{増資により引受けがあった新株の総数 (I)}}{\text{増資により引受けがあった新株の総数 (I)}} \right)}{(H+I)}$
<p>2 (2) の算式中的「F」は失権株主のそれぞれについて次により計算した金額の合計額による。</p>	<p>2 (2) の算式中的「F」は失権株主のそれぞれについて次により計算した金額の合計額による。</p>
$(D \times B + E \times C) - A \times (B + C)$	$(D \times B + E \times C) - A \times (B + C)$
<p>3 (2) の算式中的「G」は、失権株主のうち親族等である失権株主のそれぞれについて2の算式により計算した金額による。</p>	<p>3 (2) の算式中的「G」は、失権株主のうち親族等である失権株主のそれぞれについて2の算式により計算した金額による。</p>
<p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係</p>	<p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係</p>
<p>20の2—3 (削除)</p>	<p>(「当該相続又は遺贈により取得した財産の価額」の意義)</p> <p>20の2—3 法第20条の2に規定する「当該相続又は遺贈により取得した財産の価額」には、被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を含むものとして取り扱うものとする。</p>
<p>第30条((期限後申告の特則))関係</p>	<p>第30条((期限後申告の特則))関係</p>

改正後	改正前
<p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第6号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—2 贈与によって財産を取得した者で、法第28条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第6号までに掲げる事由により相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに納付すべき贈与税額があることとなったものについては、法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、30—1の(1)から(7)までに掲げるような事由により贈与税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき贈与税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p>	<p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第5号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—2 贈与によって財産を取得した者で、法第28条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第5号までに掲げる事由により相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに納付すべき贈与税額があることとなったものについては、法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、30—1の(1)から(7)までに掲げるような事由により贈与税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき贈与税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p>
<p>第35条((更正及び決定の特則))関係</p> <p>(法第35条第3項の適用対象者)</p> <p>35—1 法第32条第1号から第6号までに掲げる事由による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者(当該被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。)については、法第35条第3項の規定の適用があるのであるから留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第35条((更正及び決定の特則))関係</p> <p>(法第35条第3項の適用対象者)</p> <p>35—1 法第32条第1号から第5号までに掲げる事由による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者(当該被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。)については、法第35条第3項の規定の適用があるのであるから留意する。</p> <p>第49条((申告書の公示))関係</p> <p>(公示を要する申告書)</p> <p>49—1 法第49条の規定によって公示を要する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、</p>

改正後	改正前
<p><u>第49条</u>（（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）関係）</p> <p>（開示の請求をすることができる者）</p> <p><u>49—1</u> <u>法第49条</u>第1項の規定による開示の請求をすることができる者は、相続若しくは遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける財産を特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した者であるが、次に掲げる者も開示の請求ができるのであるから留意する。</p> <p>（1）～（2） （省略）</p> <p><u>第51条</u>（（延滞税の特則）関係）</p> <p>（保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより申告があった場合の延滞税）</p> <p><u>51—3</u> <u>法第51条</u>第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたため当該支払いを受けた買取額を基礎として申告書の提出があった場合又は税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出</p>	<p>それぞれ次に掲げる申告書であるから留意する。</p> <p>（1）相続税の申告書の場合</p> <p>イ 課税価額が2億円を超える期限内申告書及び期限後申告書並びに修正後の課税価格が2億円を超える場合におけるその修正申告書</p> <p>ロ 期限内申告書及び期限後申告書並びに修正申告書に添付された法第27条第4項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時における財産（当該被相続人が贈与をした財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。）の価額（債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が5億円を超える場合のこれらの申告書</p> <p>（2）贈与税の申告書の場合</p> <p>課税価格が4,000万円を超える期限内申告書及び期限後申告書並びに修正後の課税価格が4,000万円を超える場合におけるその修正申告書</p> <p>（注）贈与税の課税価格が4,000万円を超えるかどうかの判定は、暦年課税における課税価格と相続時精算課税における課税価格（法第21条の12及び措置法第70条の3の2の規定による特別控除前の金額）の合計額により行うのであるから留意する。</p> <p><u>第49条の2</u>（（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）関係）</p> <p>（開示の請求をすることができる者）</p> <p><u>49の2—1</u> <u>法第49条の2</u>第1項の規定による開示の請求をすることができる者は、相続若しくは遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける財産を特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した者であるが、次に掲げる者も開示の請求ができるのであるから留意する。</p> <p>（1）～（2） （同左）</p> <p><u>第51条</u>（（延滞税の特則）関係）</p> <p>（保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより申告があった場合の延滞税）</p> <p><u>51—3</u> <u>法第51条</u>第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたため当該支払いを受けた買取額を基礎として申告書の提出があった場合又は税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出によ</p>

改正後	改正前
<p>により納付すべき相続税額又は更正若しくは決定に係る相続税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「第32条第1号から第<u>6</u>号までに規定する事由」とあるのは「当該支払いを受けた事由」と読み替えて取り扱うものとする。</p> <p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額又は贈与税額)</p> <p>51—6 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、法第51条第2項又は第3項に掲げる事由以外の事由に基づくものが含まれている場合には、当該納付すべき相続税額又は贈与税額から同条第2項又は第3項の事由がないものとして計算される納付すべき相続税額又は贈与税額を控除した相続税額又は贈与税額について、同条第2項又は第3項の規定を適用する。</p>	<p>り納付すべき相続税額又は更正若しくは決定に係る相続税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「第32条第1号から第<u>5</u>号までに規定する事由」とあるのは「当該支払いを受けた事由」と読み替えて取り扱うものとする。</p> <p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額)</p> <p>51—6 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき相続税額のうち、法第51条第2項各号のイからハに掲げる事由以外の事由に基づくものが含まれている場合には、当該納付すべき相続税額から同項各号のイからハの事由がないものとして計算される納付すべき相続税額を控除した相続税額について、同項の規定を適用する。</p>